

松本市次期ICT環境整備計画策定業務委託 質問票 【回答】

	資料名	頁番号	項目	質問内容	質問の意図	松本市 回答
1	01-1_別紙：業務委託仕様書		5 業務内容 2 (1)現状調査・課題分析	「担当者へのヒアリング及び設計書等の各種ドキュメントの確認等により、現状のインフラ及び各種システムの運用環境等を調査し、新庁舎建設への対応を含め課題の抽出、分析を行うこと。」と記載がありますが、原課職員にて運用されている業務システムも含めて、導入されているシステムを台帳等で管理されていますでしょうか。	現状調査の前提条件の確認	庁内ネットワークに接続しているシステム等については、情報資産台帳として管理しています。 なお、原課職員が運用している業務システム等は、本業務のスコープに含みません。
2	01-1_別紙：業務委託仕様書		5 業務内容 2 (3)整備 方針・計画策定	「次期 ICT 環境の 整備方針を決定し、 グランドデザイン及び 移行ロードマップ等を作成すること。」と記載がありますが、移行ロードマップは全体スケジュールに記載のR16年度までの調達グループ毎、新庁舎整備等までが対象の認識でよろしいでしょうか。	ロードマップ対象範囲の明確化	お見込みのとおりです。
3	01-1_別紙：業務委託仕様書		5 業務内容 2 (4)調達支援・要件定義	対象となるシステムおよびネットワーク、機器は「4 対象範囲」に記載のものが対象という認識で良いでしょうか。	対象スコープの明確化	「4 対象範囲」に記載のものは、「等」が示すように、あくまでも例示であり、「情報インフラ及びICT環境全般」が対象範囲です。 なお、「5 (1) ウ」に記載のとおり、ICT環境全般について、現状調査及び課題分析を行った上で、全体最適化の観点から整備計画の対象とする範囲、構成要素等を改めて整理し、本市と協議の上決定するものです。
4	01-1_別紙：業務委託仕様書		5 業務内容 2 (5)関連計画等の改定支援	「ICT環境の更改に伴い必要となる情報セキュリティポリシーを始めとする各種ドキュメントの改定を支援すること。」と記載がありますが、現時点で改定が必要になると想定されているドキュメントについて可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	作業ボリュームの試算のため	ICT環境の更改に伴い、情報セキュリティポリシーおよび関連する運用ルール・ガイドラインの改定が必要になると想定しています。 なお、本委託では、改定対象ドキュメントの整理及び改定方針等をご支援いただくことを想定しており、ドキュメント改定作業そのものはスコープに含みません。
5	01-1_別紙：業務委託仕様書		5 業務内容 2 (6)プロジェクト管理	「各会議等は、対面での実施を基本としつつ」と記載がありますが、ここで言う「各会議」とはどのような会議が対象となりますでしょうか。また、具体的にどの会議を対象とするかは受託後のプロジェクト計画書内で定義させて頂くことは可能でしょうか。	対応工数や交通費等の試算のため	ご質問の項目「5 業務内容 (6) プロジェクト管理」に記載のとおり、プロジェクト管理における各会議等を示すものであり、詳細はプロジェクト計画書で定義するものです。
6	仕様書		2 5(6)エ	「各会議等を対面で実施を基本」とのことですが、対面での対応を想定されているのは会議のみで、何う頻度やその他の現地対応は提案の範囲という理解でよろしいでしょうか。	現地対応をどの程度想定されているかを伺いたいです。	お見込みのとおりです。
7	01-1_別紙：業務委託仕様書		2 6 実務実施上の条件	「令和7年4月1日から過去5年以内に、今回の業務に類似した業務を請け負った実績を有すること。」と記載がありますが、弊社単独で実績が不足している場合、協同提案を行う企業側が条件を満たしていれば問題ありませんでしょうか。	共同提案での実績補完の可否	お見込みのとおりです。

	資料名	頁番号	項目	質問内容	質問の意図	松本市 回答
8	別紙「業務委託仕様書」	p.4 (第11項 (7) 再委託禁止条項)	再委託の範囲について	仕様書第11項(7)では「受注者が業務の全部または一部を第三者に再委託することは禁止する。ただし、本市の承諾を得たものについてはこの限りでない」とあります。 この「本市の承諾を得たもの」に該当する、再委託が許容されうるケースについて、具体的にどのような条件や範囲を想定されていますでしょうか。 例えば、体制面で技術的支援や、特定分野の専門的知見を補完するための再委託、あるいは共同事業として	本業務の性質上、ICT環境の計画策定において幅広い専門分野（ネットワーク、セキュリティ、クラウド、運用管理など）の知見が必要と想定されます。 そのため、体制補完や専門領域支援を目的とした再委託や、共同提案体制の検討を行う上で、松本市としてどのような再委託ケースを「承諾の対象」とみなすかを事前に確認した	本市では、本業務に限らず、本市の承諾をなしに再委託することを禁止しており、再委託する場合には、内容等に関わらず、必ず承諾が必要となることを示すものです。 なお、お見込みのような内容を含め、業務の遂行に必要なものは、基本的に承諾の対象となります。
9	(資料に明記なし)	(資料に明記なし)	入札参加制限について	本業務の従事者は、後続の構築・設計業務において相互牽制の観点から入札参加が制限される（いわゆる入札参加不可）対象となりますでしょうか。 また、この取扱いが再委託先の従事者にも同様に適用されますでしょうか。	後続フェーズで入札参加制限（いわゆる相互牽制の対象）となるかどうかを事前に確認し、実施体制および再委託範囲の検討に反映したい意図となります。	後続の業務において入札参加が制限されることはありません。再委託先についても同様です。
10	仕様書	2	5(4)	本事業にて調達支援等を行った事業者は、次年度以降、当該支援内容に関連する調達に参加することは可	設計施工分離の対象となるかどうかを伺いたいです。	No 9 同様、後続の業務において入札参加が制限されることはありません
11	提案募集要項	2	4(1)ア(エ) 4(1)ア(オ)	提出する実績について、自治体名や金額等を隠した状態で提示させていただくことは可能でしょうか。	過去の契約相手方の承諾を得る必要があるため、伺いたいです。	契約相手の承諾を得たうえでご提示ください。
12	提案募集要項	5	5(4)ウ	プレゼンの出席者については、「合計3名以内」となっておりますが、増員は認められますか。	他者と共同提案することを想定した場合に、増員が認められるかどうかを伺いたいです。	増員は認めません。
13	提案募集要項	5	5(4)エ(ア)	提案書の説明は、受注した後、本業務に携わる予定のある者が実施するという認識でよいでしょうか。	企画提案において、プレゼンのみを実施する者が認められるかどうかを伺いたいです。	お見込みのとおりです。
14	仕様書	1	4	現行システム一覧や各種サーバの設置場所について、可能な範囲で開示いただけますでしょうか。	業務範囲を明確にするために必要な情報なので、伺いたいです。	現状、仕様書及び仕様書別紙にお示しする以外の情報を開示することは想定していません。受託後、現状調査・課題分析に必要な範囲で開示する予定です。
15	仕様書	1	4	ICT関連で、既に今後の調達が確定しているもの、または予算化措置中のものがあれば、可能な範囲で開示いただけますでしょうか。	より具体的な提案内容とするために伺いたいです。	現時点で調達が確定しているものではありません。なお、今後更新が予定されている主なものは、仕様書別紙01にお示しのとおりです。
16	募集要項	2	4 参加の手続き (1)-ア-(エ)	提出が必要な「業務経歴書」について、参加のために提出が必要な書類と位置づけられているのか、評価の加点要素として業務経歴の内容が評価されるものなのか、ご教示ください。	業務経歴書の作成にあたり、書類の位置づけを確認させていただきたいと考えております。	業務経歴書は参加のために必要な書類であると同時に、「業務実績補足資料」と合わせ、技術評価における評価対象となります。